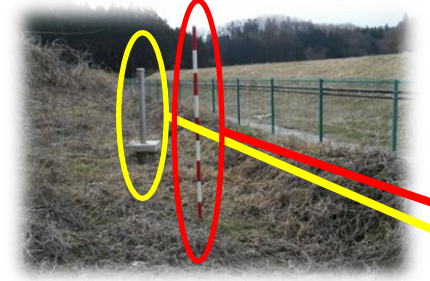
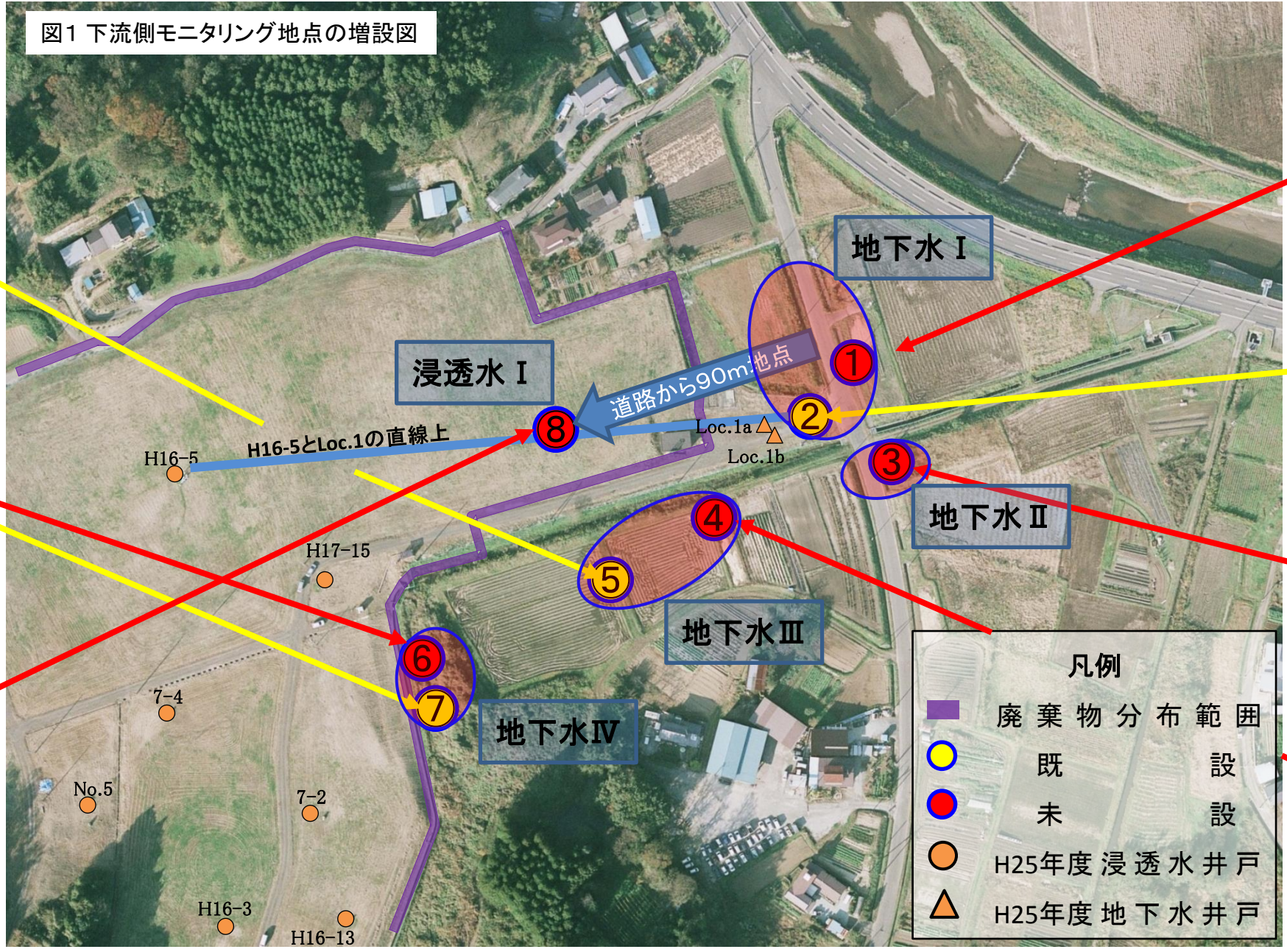


<観測井戸の設置(案)について>

これまでの評価委員会において、工事後のモニタリング計画の見直しにより、下流側の地下水調査地点の増設が検討され、処分場の周辺地下水への影響を面的に把握するため、下流側に地下水モニタリング地点を4地点、下流側浸透水状況を把握するための浸透水モニタリング地点1地点、増設することとなった。また、それぞれのモニタリング井戸は以下に示す区域内に設置することになった。そこで、実際のモニタリング井戸の設置について、具体的な場所を以下のように提案するものである。



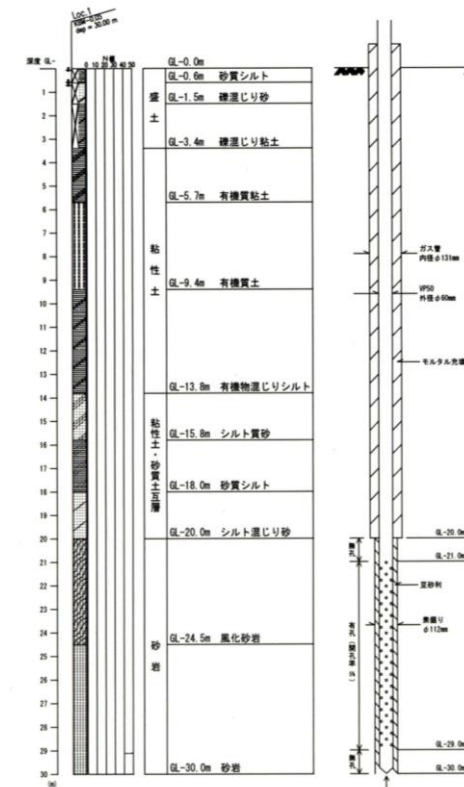
区域※	地点名	地元意見	現地調査での評価委員の意見	前回評価委員会での意見	諮問内容	ストレナー位置
地下水 I	①	場外汚染の確認	・場外への汚染を把握するために必要である ・③とのバランスを考慮してももう少し北側がよい。	・②(Loc.1)が基岩層にストレナーが入っているため、浅い盛土層の中の水をとる仕様にするべき ・道路を挟んで大きく違うとは考えられないので、水の流れに対して横断方向に考えた方がよい	①	地元提案地点に新たに設置 盛土層
	②(Loc.1)	基盤表面のモニタリングとしての活用も考えられる	・①の基盤岩(凝灰質砂岩)表層のモニタリングは、付近の既設井戸である②(Loc.1)で代用可能。	・②(Loc.1)と河川の水・Loc.4は同じと考えている ・②(Loc.1)が河川と同じ水とは考えにくい ・河川から逆流して②(Loc.1)に来ているとは考えにくい	②(Loc.1)	既存井戸をモニタリング地点に追加 凝灰質砂岩層
地下水 II	③(浅部)	暗渠排水の水源の確認	・地元の懸念を確認するために暗渠排水の近くに設置すべき。 ・盛土層と基盤岩表層は、層ごとに区別して採水できる仕組みが必要。	・現地調査での意見から新たな意見なし	③(浅部)	地元提案地点に新たに設置 盛土層
	③(深部)	地下水の通り道に当たる			③(深部)	地元提案地点に新たに設置 凝灰質砂岩層
地下水 III	④	東側排水路付近が昔の谷底と考えられる	・地下水の本流がある可能性が高い。	・現地調査での意見から新たな意見なし	⑤(H16-1b)	既存井戸をモニタリング地点に追加 凝灰質砂岩表層まで
	⑤(H16-1b)		・付近の既設井戸である⑤(H16-1b)使用可能であれば代用可。	・現地調査での意見から新たな意見なし		
地下水 IV	⑥		・地下水の本流がある可能性が高い。	・現地調査での意見から新たな意見なし	⑦(H16-15)	既存井戸をモニタリング地点に追加 凝灰質砂岩表層まで
	⑦(H16-15)	地元の要望により設置した⑦(H16-15)は深度が不足	・付近の既設井戸である⑦(H16-15)が使用可能であれば代用可。	・現地調査での意見から新たな意見なし		
浸透水 I	⑧	場内汚染物質の移動状況の確認	・埋立廃棄物がコンクリートから主体の範囲に観測井戸を設置し、有害物質がどこまで到達しているか確認したほうがよい。	・H16-5と②(Loc.1)の間に1箇所必要	⑧	評価委員会提案地点に新たに設置 廃棄物層・盛土層

※モニタリング計画見直しにより、増設される地点(第17回評価委員会)

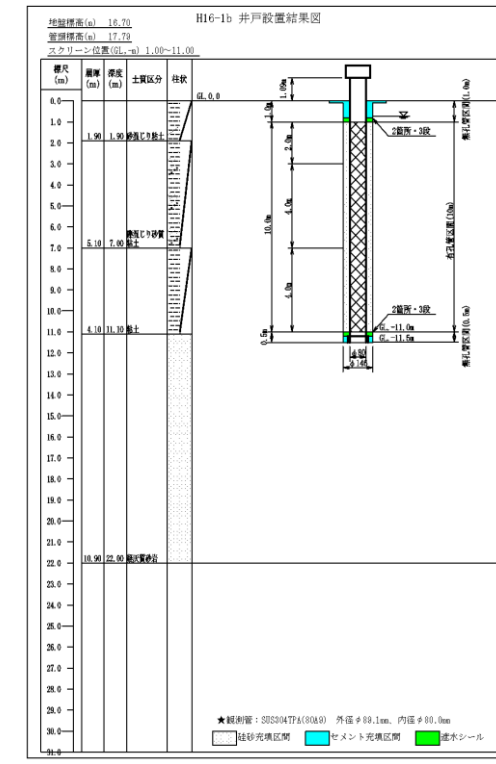


観測井戸 仕様一覧

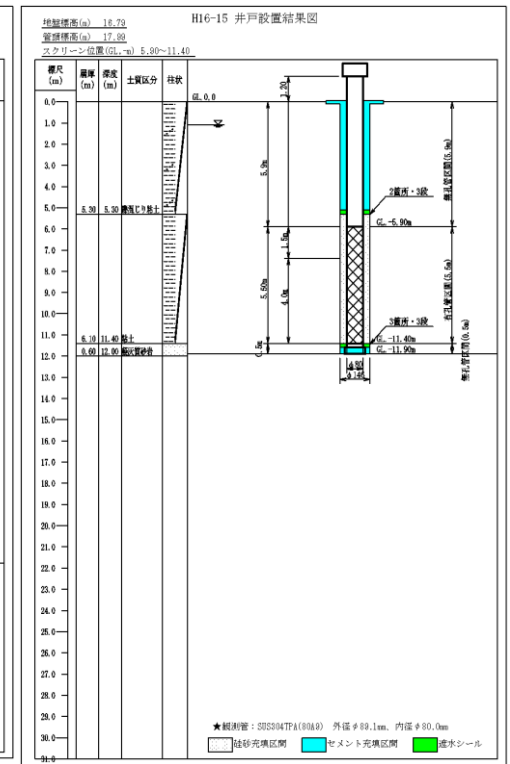
地点名	井戸深さ	ストレーナー位置	
①	3m	盛土層	1.0-3.0m
② (Loc.1)	30m	凝灰質砂岩層	21.0-29.0m
③ (浅部)	3m	盛土層	1.0-3.0m
	25m	凝灰質砂岩層	21.0-25.0m
⑤ (H16-1b)	11m	凝灰質砂岩表層まで	1.0-11.0m
⑦ (H16-15)	12m	凝灰質砂岩表層まで	5.9-11.4m
⑧	20m	廃棄物層・盛土層	1.5~20.0m



②(Loc.1)

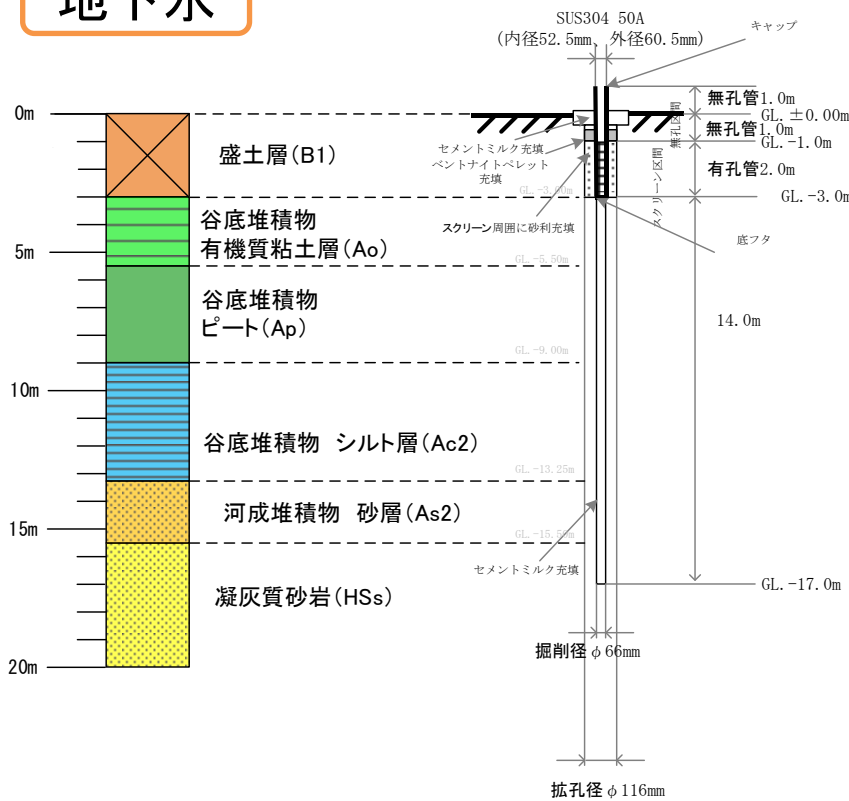


⑤H16-1b



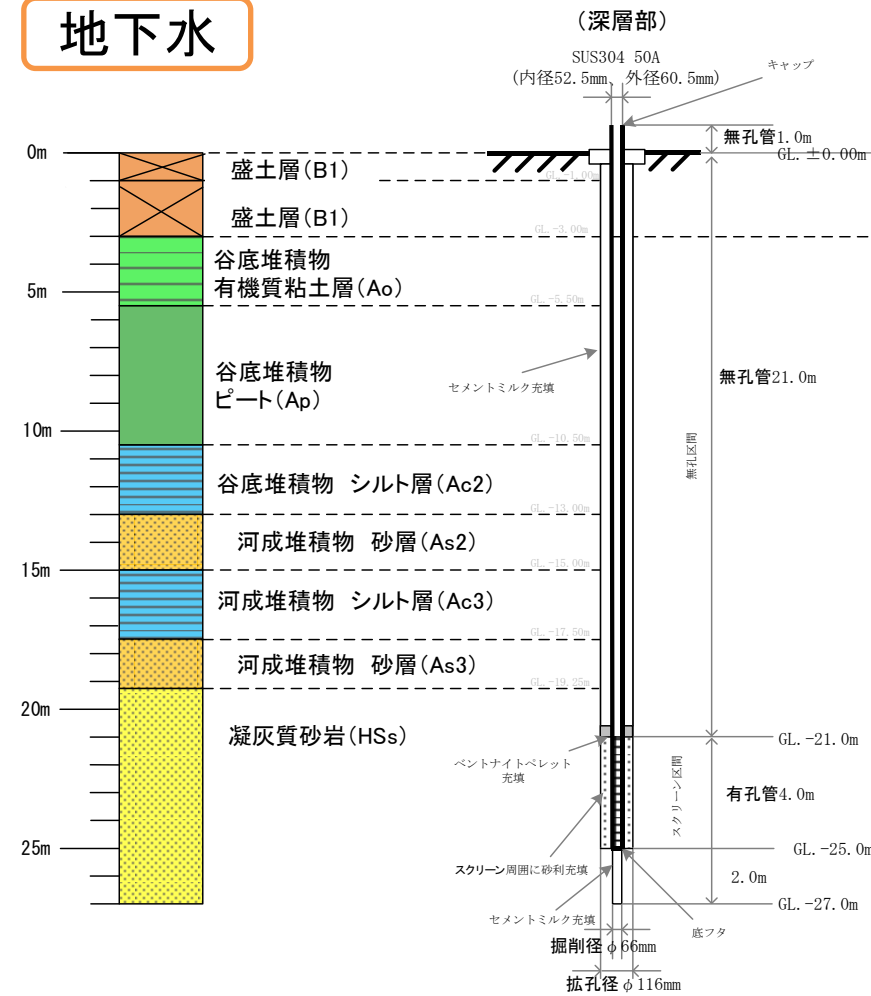
⑦(H16-15)

地下水



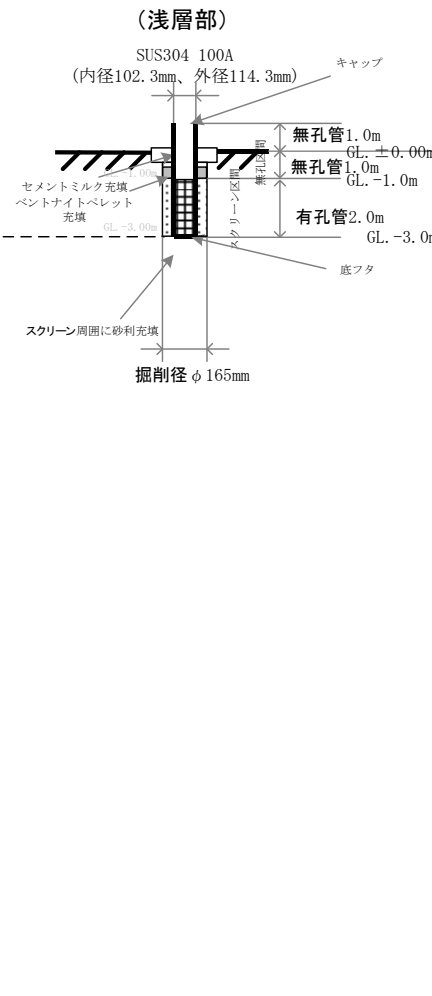
①

地下水



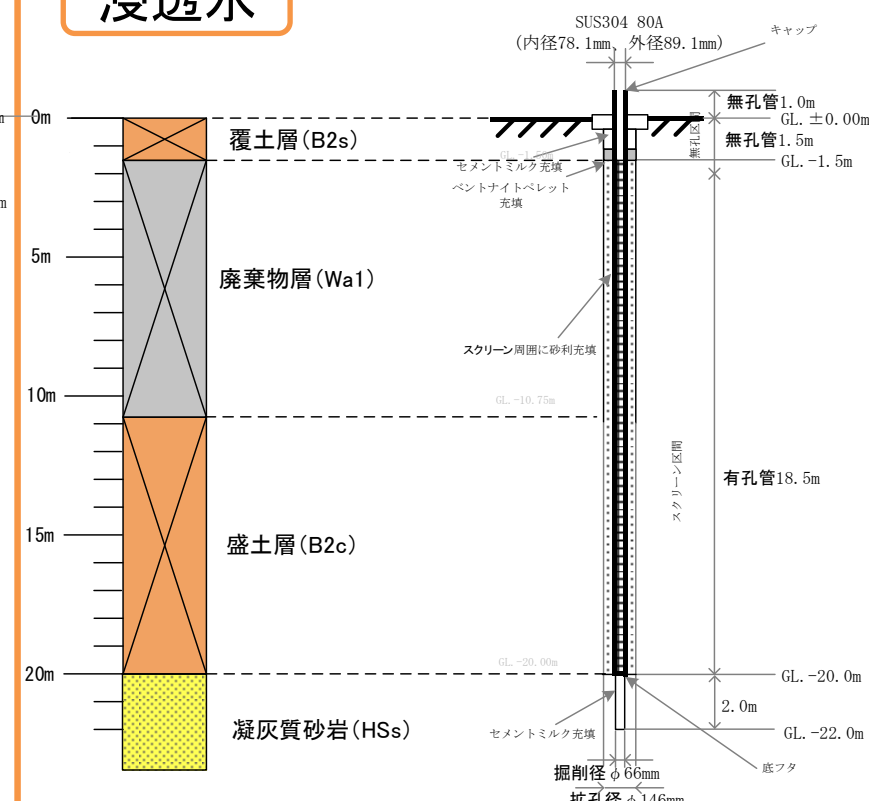
③(深部)

地下水



③(浅部)

浸透水



⑧

図5 観測井戸 模式